

【湖南市】

(1) 一般基準

- 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境に調和させること。
- 色数を抑えるとともに、地色（表示面の2/3以上）は、高彩度の色彩を使用しないこと。
- 蛍光および発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明の器具自体が周辺の景観または風致を害しないこと。
- 電光表示板その他の可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動ならびに光の明滅および照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあつては、周辺景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示および点滅の速度は努めて緩やかなものとする。
- 道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。

① 自家用広告物

地域名		第1種地域	第2種地域	第3種地域	第4種地域	第5種地域	第6種地域	第7種地域	第8種地域
許可の必要性		総面積 5 m ² 以下は許可申請不要		総面積 3 m ² 以下は許可申請不要	総面積 5 m ² 以下は許可申請不要	総面積10m ² 以下は許可申請不要			
総量規制		15m ²	15m ² （ただし用途地域除く）	10m ²	15m ²	-			
野立広告物		地上から10m以下 ※第2種地域の用途地域では15m以下				地上から20m以下 ※住居系用途地域では地上から10m以下			地上から10m以下
屋上広告物		地面から広告物の設置個所までの高さ×2/3以下かつ3m以下※第2種地域の用途地域内では10m以下				地面から広告物の設置個所までの高さ×2/3以下かつ10m以下			
		屋上等の水平投影面をはみださない							
		広告物等を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること				-			
壁面広告物		壁面の面積1/3以下		壁面の面積1/4以下	壁面の面積1/3以下	壁面の面積1/2以下※住居系用途地域では壁面の面積×1/3以下			壁面の面積1/3以下
		壁面からはみ出さない							-
突出 広告 物	突出幅	取付壁面から1.5m以下 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下							
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない							
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上							
電柱 の類 を利用 する 広告 物	巻き付けにする広告物	下端の高さは地上から1.2m以上で、長さは1.8m以下であること。							
	袖付けにする広告物	下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7m以上、車道上にあつては地上から4.7m以上で、長さは1.5m以下、突出し幅は0.9m以下であること。ただし、表示面積は1.2m ² 以下であること。 原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。							
	個数	広告物の個数は、1柱につき巻き付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。							
	その他	電光表示板等でないこと							

電光表示板等	5㎡以下（片面） 1事業所につき原則1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	10㎡以下（片面） 住居系用途地域の場合は5㎡以下（片面） 1事業所につき原則1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる	10㎡以下（片面） 1事業所につき原則1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる
立看板	地上から3m以下		
広告旗	脚を含めて3m以下		

② 非自家用広告物

地域名		第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域	第 4 種地域	第 5 種地域	第 6 種地域	第 7 種地域	第 8 種地域
許可の必要性		すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」以外は掲出できません	設置できません	すべて許可が必要 ※「道標・案内図板」以外は掲出できません			すべて許可が必要		
野立 広告物	面積等	3 ㎡以下 (片面)		3 ㎡以下 (片面)	5 ㎡以下 (片面)		10㎡以下 (1面)	-	-
	高さ	地上から4.5 m以下		地上から4.5m以下若しくは道路面から4.5m以下			【野立広告板】 地上から4.5 m以下 【野立広告塔】 地上から10m以下	地上から10m以下	
	集約化	2 人以上なら 5 ㎡以下 但し1事業所の 広告部分が3㎡を超えないこと		2 人以上なら 5㎡以下 但し1事業所の 広告部分が3㎡を超えないこと	10 人以上なら30㎡以下 但し1事業所の広告部分が 5㎡を超えないこと		-	-	-
	相互の距離 個数等	同一広告主 が複数掲出 する場合 は、同一地 域（100m× 100mの区 間）に 2 個 以内		同一広告主 が複数掲出 する場合 は、同一地 域（100m× 100mの区 間）に 2 個 以内	同一広告主 が複数掲出 する場合 は、相互間 距離を500m 以上離すこ と	同一広告主 が複数掲出 する場合 は、同一地 域（100m× 100mの区 間）に 2 個 以内	-	-	-
	その他	国道同士の 交差点から 30m区間は 掲出不可		国道同士の交差点から 30m区間は掲出不可			-	-	-

屋上 広告物	高さ等	地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 屋上等の水平投影面をはみださない 広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う 形状は縦の高さを横の長さで除した数値が1.2以下であること	-					地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ5m以下 住居系用途地域の場合は地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 屋上等の水平投影面をはみださない 広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う	地面から広告物の設置箇所までの高さ×1/2以下かつ3m以下 屋上等の水平投影面をはみださない 広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆う
壁面 広告物	面積	壁面の面積×1/3以下	壁面の面積×1/4以下	壁面の面積×1/3以下	壁面の面積×1/2以下 住居系用途地域の場合は壁面の面積×1/3以下			壁面の面積×1/3以下	
	高さ等	壁面からはみ出さない	壁面からはみ出さない						
突出 広告物	突出し幅	取付壁面から1.5m以下道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下	取付壁面から1.5m以下 道路上に突き出す場合は、道路上への突出し幅1m以下						
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない	取付壁面の高さを超えない						
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上						
電柱 の類を利用する 広告物		自家用広告物における基準と同じ	自家用広告物における基準と同じ						
	相互の距離 個数等	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内	同一広告主が複数掲出する場合は、相互間距離を500m以上離すこと	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域（100m×100m）に2個以内	-	-	-	
電光表示板等		設置不可	設置不可			10㎡以下（片面） 住居系用途地域の場合は設置できません 1事業所につき1個まで その他の基準は広告物の形態によるものに準ずる		設置不可	
立看板		設置不可							
広告旗		設置不可							